

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="581 1297 842 1331"><u>2022年12月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 851 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1754 562 2169 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1834 1297 2095 1331"><u>2023年1月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧						新						備考(変更理由)																																												
<p>別記</p> <p>1 ピカラ光ねっとの提供区域等</p> <p>(1) ピカラ光ねっとの提供区域</p> <p>当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。また、提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村の区域</th> <th>提供区域名</th> <th>提携事業者</th> <th>特定協定事業者</th> <th>初期提供開始日の引継ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">愛媛県</td> <td>松山市</td> <td>ピカラ(愛媛)</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>-</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町</td> <td>ピカラ愛媛CATV</td> <td>-</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>松山市(平井町、北梅本町)東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町</td> <td>ピカラ東温・久万高原</td> <td>-</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ	愛媛県	松山市	ピカラ(愛媛)	株式会社愛媛CATV	-	可	松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町	ピカラ愛媛CATV	-	株式会社愛媛CATV	可	松山市(平井町、北梅本町)東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町	ピカラ東温・久万高原	-	株式会社愛媛CATV	可	<p>別記</p> <p>1 ピカラ光ねっとの提供区域等</p> <p>(1) ピカラ光ねっとの提供区域</p> <p>当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。また、提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村の区域</th> <th>提供区域名</th> <th>提携事業者</th> <th>特定協定事業者</th> <th>初期提供開始日の引継ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">愛媛県</td> <td>松山市、伊予市</td> <td>ピカラ(愛媛)</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>-</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町</td> <td>ピカラ愛媛CATV</td> <td>-</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>松山市(平井町、北梅本町)東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町</td> <td>ピカラ東温・久万高原</td> <td>-</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ	愛媛県	松山市、伊予市	ピカラ(愛媛)	株式会社愛媛CATV	-	可	松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町	ピカラ愛媛CATV	-	株式会社愛媛CATV	可	松山市(平井町、北梅本町)東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町	ピカラ東温・久万高原	-	株式会社愛媛CATV	可	
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ																																																			
愛媛県	松山市	ピカラ(愛媛)	株式会社愛媛CATV	-	可																																																			
	松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町	ピカラ愛媛CATV	-	株式会社愛媛CATV	可																																																			
	松山市(平井町、北梅本町)東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町	ピカラ東温・久万高原	-	株式会社愛媛CATV	可																																																			
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ																																																			
愛媛県	松山市、伊予市	ピカラ(愛媛)	株式会社愛媛CATV	-	可																																																			
	松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町	ピカラ愛媛CATV	-	株式会社愛媛CATV	可																																																			
	松山市(平井町、北梅本町)東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町	ピカラ東温・久万高原	-	株式会社愛媛CATV	可																																																			

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2023年1月1日から実施します。ただし、別記1(1)の市町村の区域伊予市における光ネットサービスの提供開始は、2023年9月1日以降とします。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 <u>(特例措置)</u> 3 別記1(1)の提供区域において、ピカラ光ねっと契約を申込みしたピカラ光ねっと契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 4 3の特例措置は、次のとおりとし、実施期間は、2023年1月1日から2023年3月31日までとします。 (1) <u>新規契約又は契約変更する場合に、次の特例措置を適用します。</u> (ア) <u>プラン1、プラン2、プラン2-2B(バリュープラン)、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費については0円とします。</u> (イ) <u>料金表第1表 料金 1適用(9)ピカラ光ねっとの品目及び種別の適用に定めるプラン3を提供しているエリアに限り、次の特例措置を適用します。</u> ① <u>プラン3からプラン1及びプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料及び交換機等工事費を、0円とします。</u> ② <u>プラン1及びプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費を、初回のみ0円とします。</u> (2) <u>ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。</u> (ア) <u>品目変更(ただし、100Mb/s品目から1Gb/s品目への変更に限る)の申込みをした場合、品目変更に係る手数料(契約事務手数料2,000円(税込2,200円)及び品目変更手数料1,000円(税込1,100円))の計3,000円(税込3,300円)を0円とします。</u> (イ) <u>デュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。(ただし、提供区域がピカラゆずはらを除く)</u> 5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。 (ア) <u>現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約(この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。</u> (イ) <u>ピカラ光ねっと契約者が、ピカラ光ねっと契約を解除したのち、当該解除をした日から6ヶ月を経過しない間に、同一利用場所での利用を目的に新たにピカラ光ねっと申込みを行った場合。(ただし、提供区域がピカラ(香川)、ピカラ(愛媛)、ピカラ(徳島)、ピカラKCB、ピカラ愛媛CATV、ピカラ新居浜・西条に限る)</u> 6 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料(K)1,000円(税込1,100円)を0円とします。</p>	